

子発 0903 第 2 号  
令和 2 年 9 月 3 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### DV対応・児童虐待対応連携強化事業の実施について

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する児童の支援の充実を図るため、別紙のとおり「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱

### 1 目的

婦人相談所において、DVに関する相談支援あるいはDV被害者及びその同伴する児童の一時保護を行うに当たっては、DVと児童虐待の特性や、これらが重複して発生していること等を踏まえ、児童相談所等関係機関と連携した対応が必要である。

このため、これらの対応を強化するため、婦人相談所に児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、DV対応と児童虐待対応との連携を進め、もってDV被害者及びその同伴する児童の支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 児童虐待防止対応コーディネーターの要件

児童虐待防止対応コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を有する者
- (2) 婦人保護事業、児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者
- (3) 婦人保護事業、児童虐待対応に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

### 4 児童虐待防止対応コーディネーターの業務内容

婦人相談所が対応するDVに関する相談者及びその者が同伴又は監護する児童（以下「対象者」という。）への支援において、児童虐待防止のほか、対象者に対する支援の充実を図るために、児童相談所等関係機関と連携した対応等必要な業務を行う。

なお、対象者については、DV以外を主訴とする被害者であって、児童虐待が疑われる場合も対象とする。

- (1) 対象者のDV及び児童虐待に関する情報等について婦人相談所内及び児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡・調整
- (2) 一時保護に際して母子分離する場合の児童相談所や児童福祉施設等との連絡・調整
- (3) 心理的ケア等の対応における一時保護委託契約施設、児童相談所、医療機関、学校等との連絡・調整
- (4) 一時保護に至らない対象者について、DVや児童虐待の疑われる場合の婦人相談員、児童相談所、市区町村児童虐待部局等との情報の共有等

- (5) 地域の婦人相談員等関係者へのDV対応や児童虐待対応に関する助言
- (6) その他必要な業務

## 6 実施上の留意点

- (1) 婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日厚生省発社第35号）に定める職員配置を満たしている婦人相談所であること。
- (2) 児童虐待防止コーディネーターは、他の国庫補助金等により人件費の補助が行われていない職員の中から1名配置すること。
- (3) DV被害者等及び同伴児童との信頼関係の構築に努めること。
- (4) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

## 7 経費

児童虐待防止対応コーディネーターの配置等本事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。